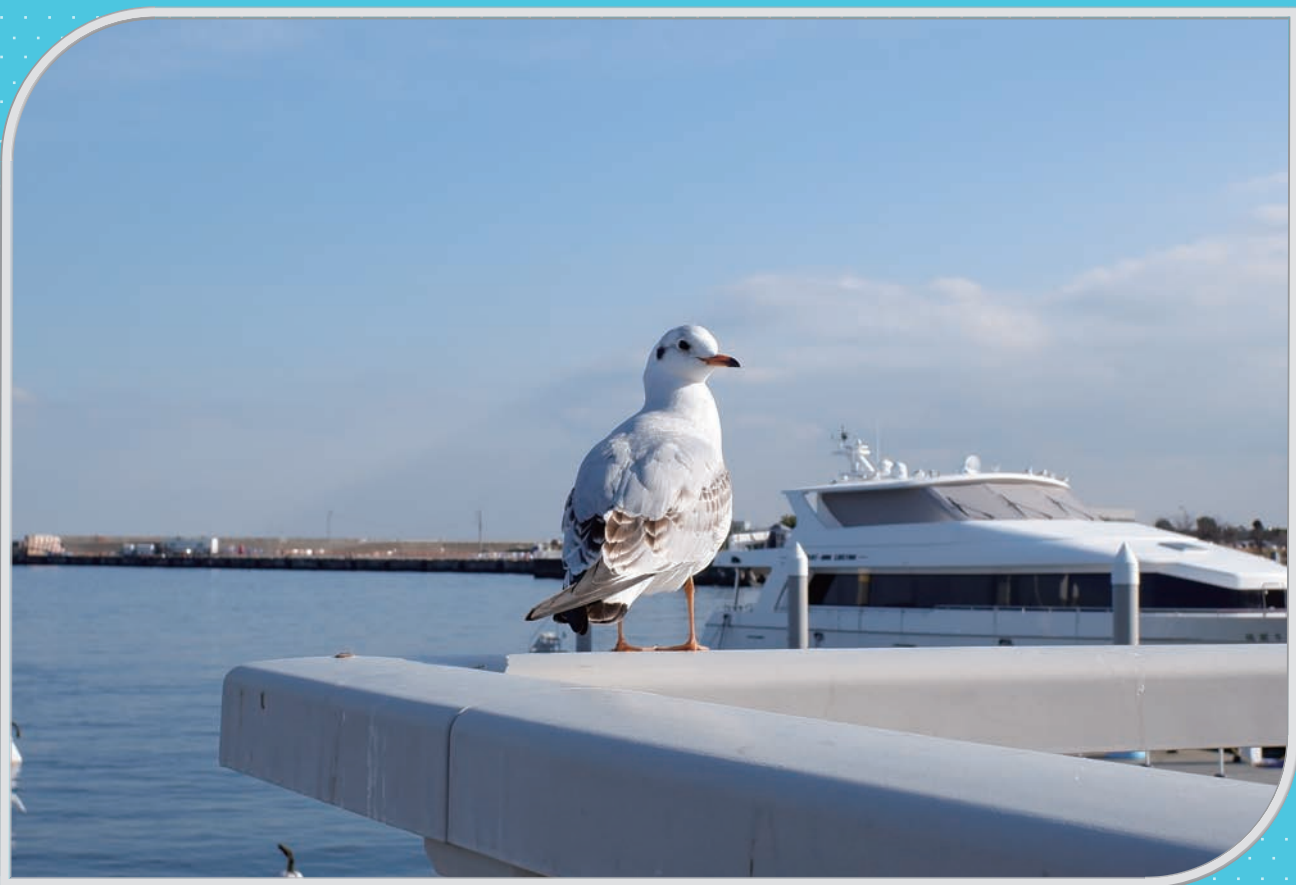




目次

● 寄稿文：セント・ベル幼稚園における幼児教育

～セント・ベル幼稚園

理事長 鈴木 玲央 殿へのインタビュー～

…2

● 論文：新しい相続対策「家族信託」とは

弁護士：古 川 健太郎 …8

● 論文：副業制度の構築とその運用

弁護士：森 克 広 …10

● ご挨拶 ●

代表パートナー 弁護士 古川健太郎

盛夏の候、皆様におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。また、平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

当事務所では、本年4月、新たなメンバーとして鶴田彬光弁護士及び和田邦政弁護士を迎え、弁護士10名体制となりましたのでご報告申し上げます。

今回は、顧問先としてお世話になっております東京都公認セント・ベル幼稚園の鈴木玲央理事長に、同幼稚園における幼児教育についてインタビューさせていただきました。

幼児教育に対する熱い思いをうかがう事が出来ましたので、ぜひご一読ください。

セント・ベル幼稚園における幼児教育



インタビュアー：
弁護士法人ひまわりパートナーズ
代表社員 古川 健太郎

古川

今日は、令和2年4月に園舎の建て替えをされたセント・ベル幼稚園の理事長である鈴木玲央さんにお話を伺います。

鈴木

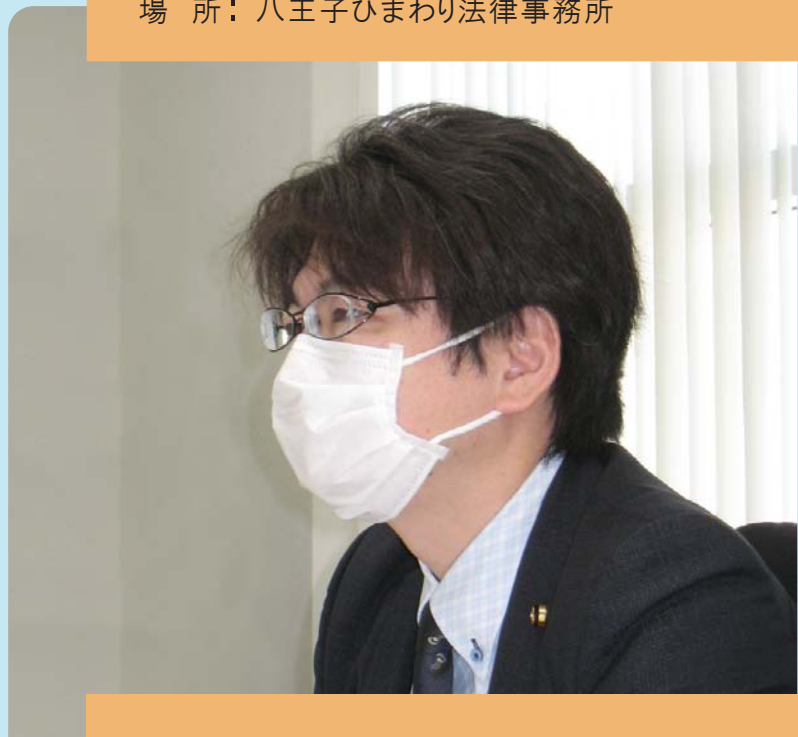
建て替えの際は顧問団に加わっていただき、ありがとうございました。

古川

創立は昭和49年(1974年)のことですが、「セント・ベル」という名称は、創立者であるお父様(鈴木丈史さん)が考えられたのですか。

日時：令和4年 3月11日

場所：八王子ひまわり法律事務所



セント・ベル幼稚園
理事長 鈴木 玲 央

鈴木

そうです。まず、子どもたち一人一人を鈴に例えて、「それぞれ鈴の音色が違うように、その部分が個性だ」という意味合いがあります。また、我が家がカトリックということもあります。苗字に「鈴」の字が含まれていることもあったのかもしれません。

古川

そのほかに特色はありますか。

鈴木

「空手」を取り入れている点です。

古川

それはお父様の時代からですか。

鈴木

父が空手道場「謙交塾」の館長様と知り合いで、「子どもたちに空手を教えた」とお話をいただきました。そして、たまたま同道場出身の方を事務職員として採用できたので、その方に空手指導をお願いする流れとなりました。

当時は、子どもたちの礼儀やあいさつが少しずつ減っていた時期でした。というのも、「知らない人から声を掛けられたら、顔を合わせないで早く逃げろ」といった、危ないからということで、ご近所付き合いがだんだん消極的になっていたことが原因だと思います。そこで、空手の指導というよりも、空手を通じて、子どもたちに「礼儀」や「あいさつ」、「正座」といった基本的なものを教えようと。それがちょうど、カトリックの「お祈り」や「感謝する心」と合わさるだろうと考えました。

古川

通ずるところがあるわけですか。

鈴木

当園では、定期的に神父様がミサなどを行っています。そのときに、「手を合わせて感謝をする」「正座をする」ことが、「ちゃんと話を聞く」という、けじめという意味合いで通ずるものがあると思います。

古川

玲央さんも参加されていたのですか。



鈴木

「お前、息子だから入れ。」と父に言われて、幼稚園にできた道場の第1号が私と弟です。その後は、なんだかんだ空手は園の特色になっていました。卒園児も含めて、道場に100人ほどいた時期もあります。

古川

他にも特色といえば、やはりプールでしょうか。新園舎にも3階に大きなプールがありますね。

鈴木

こだわまして、長さを当初予定した10mから17mに伸ばしました。しかし当園でのプール指導は「泳げるようになる」、いわゆるスイミングスクールとしての指導ではありません。

古川

何を指導するのですか。

鈴木

「水の怖さを知る」という点です。今はなかなか川遊びをする子はいないので、危険性を学ぶことができません。要するに、水は楽しいけれども、その反面、水難事故が起きる危険もあるということを、プール指導を通じて教えています。

水の怖さと危険性に加えて「どうやって自分が命を守るか」というところを学ぶために、深いプールにしています。実際に、海や川に行けば足が付かないところとかあるので。服を着たままプールに入る、という点も特色です。

古川

なるほど、実践的ですね。

鈴木

服を着たままプールに入ると、どれくらい動けなくなるかが分かります。また、溺れたときにどうやって自分の体を浮かせるか。例えば、プールサイドに空のペットボトルを用意して、プールに投げ入れてみます。それで体を浮かせられるかであったり、動けない時に、どうすればプールの端まで辿り着くように行けるか。このようなことを教育活動の一環として入れています。泳げるようになるというよりは、命を守るということですね。

古川

楽しいだけじゃない、と伝えるということですね。

古川

英語教育にも取り組まれていますよね。

鈴木

最近は英語をやっている幼稚園も増えてきています。ただ当園の特色は、黒人の先生にお願いしているという点です。今いるスティーブン先生は、かなり体格のいい方なのですが、大体、初対面の子どもは泣いてしまいます。



古川

怖くなりますよね。見慣れないので。

鈴木

怖くて、泣いて逃げ出してしまう。でも、英語を教え始めると楽しくなってきました。みんな「スティーブン、スティーブン」と言って、くっついて、抱っこしてもらったりします。やはり、人種の違いがあるということを、子どものときにインパクトとして与えたいと思っています。

英語を話せるようになるだけであれば、英会話を普通にやればいいのですが、それでは意味がないのです。いろいろな人がいて、たくさんの言語があって、いろいろな関わり合いがある。そういうことを、この英語指導の中で入れたいと常に考えています。

古川

ダイバーシティ教育ですね。

鈴木

そうです。

古川

ところで、セント・ベル幼稚園のホームページには、教育理念の柱が載っていますよね。「愛」のある子供、「自信」のある子供、「視野」のある子供とありますが、その意味について教えてください。

「愛」は何となく分かりますが、「自信」のある子供というのは。

鈴木

自尊心です。つまり、自分自身に対して「自分はこれでいいんだ」「大丈夫なんだよ」という自己肯定感のことです。子どもたちは「駄目だ」と言われてしまうと、「僕って駄目なんだ」みたいなイメージになってしまうところがあります。例えば、勉強ができなくても、足が速いのなら、それはそれでいいと思います。勉強ができず足も遅いけれど、ゲームが得意であれば、そういう分野で活躍する。

子どもの可能性には何があるか分からないので、当園はいろいろな教育を行っています。英語や空手だけではなく、体操、ダンス、制作物など、いろいろなことに取り組む。そして何かしら子どもの中で好きなものや、得意なものが出てきたときに、それを伸ばしてあげたい。たとえば他のものができなくても、1つでも自分の自信になれば「僕はこういったことができるんだ」と、「これなら頑張れるんだ」と思えるきっかけになればと考えています。



ちょうど去年、卒園児が空手で全国優勝しました。

その子は、幼稚園時代、何か最初から得意なものがあるという感じではありませんでしたが、お兄ちゃんたちが空手をしていたことから、その子も空手を始めました。

それが、きっかけとなり、幼稚園から空手を続けていたら、小学校でも強くなり、山梨の高校に行って、全国優勝しました。

古川

自分の可能性というか、できることに気付いたということですね。

鈴木

そういった意味では、「自信」はどこでどのようにつくのか分からない。ですから当園はとにかく門戸を広げています。

古川

いろいろなものを揃えて、経験してもらうということですね。

鈴木

つまみ食いかもしれないのですが、子どもはそれでいいのではないのでしょうか。大人になってから絞っていけばいいと思います。

.....

古川

教育理念の「視野」のある子供というのはどういうことですか。

鈴木

例えば、運動といっても一つではないですね。空手や水泳はもちろん、体操やダンスなど、いろいろなものを見ることができるよう視野を広く持つ。そして見て、触れて、感じてもらう。その中で、自信のあるものを見つけてもらいたいです。

そのために「家庭があって」「友達がいて」というような、全体的な愛情に包まれて、子どもたちは育っていく。これはカトリックの精神として、父がずっと考えてきたことです。

普通、〈幼児教育〉というと、《教え育てる》と書く〈教育〉ですが、当園の場合は違います。《共に育つ》と書いて〈共育〉だと考えています。

幼稚園なので、先生が子どもたちに教えるだけかというと、そうではありません。子どもたちから先生が教わることも多く、保護者から学ぶこともある。逆に、保

護者自身も、子育ての中で学ぶところがたくさんあるはず。例えば、「きょうだいがいるのか」「一人っ子か」「初めての子なのか」など。幼稚園を「単に子どもに教える場」とだけ考えるのではなく、「共に育つ場」として、取り組んでももらいたい。



古川

位置付けたいということですね。

鈴木

ですので入園や説明会などでは毎回、「うちは教育機関だけれども、共に育つ、だからお母さんたちも、幼稚園に極力来てください」と伝えています。この3年間は常に楽しんで、お母さんたちも育つ場ですと。同時に、職員も育つ場ですから、「職員が絶対とは言いません」という話をさせていただいています。

.....

古川

今後の課題があれば教えてください。

鈴木

まず、少子化で子供が減っていること。そしてもう一つ、世の中で虐待がとても多い。それに園が気付いて、対応しないとイケないと考えています。

あとは、不登校の問題ですね。当園の卒園児は、お話ししたとおり、いろいろなことを学んで卒園して小学校に上がった時に、とても“いい子”なのです。でも小学校の先生からすると、いい子は手がかからないから置いてかれて、どうしても手の掛かる子にはつきっきりになってしまう。ところが、子どもからすると、「自分は先

生から見捨てられている」といったイメージを持ってしまう。幼稚園で一生懸命頑張っていた“いい子”が、小学校で孤立してしまうケースがあり、それはどうなのかと。つまり、幼稚園から小学校に上がる時の連携ができるか、という点が今後の課題です。

古川

何か取り組まれていることがありますか。

鈴木

今取り組んでいるのは、中学校の不登校です。話を聞くと、親や先生に話ができない、友達もなかなか難しいという状況におかれています。その中で、幼稚園などが不登校の子どもに支援できないかと考えています。職場体験などで中学生が来ますが、園児と遊ぶと楽しいようです。学校では笑顔がなかったり塞ぎ込んでいる子が、園児と一緒に走り回っている。その姿を見て、中学校の先生は「全然、違いますね」と仰います。

背景には、一人っ子も幼稚園に来れば、「お兄ちゃん」「お姉ちゃん」という関係性がある、ということがあるのかなと。

また、家では中学生で思春期だから少しお母さんとぶつかっていたりしても、在園時の職員がまだいると、昔のように「〇〇ちゃん」と呼ばれていて。そんな時に照れくさそうな様子を見ると、不登校支援などを、ただ単に「卒園したら分かりません」で終わらせてはならないと思います。幼稚園という、小さい頃に育った場所にもう一度来ることによって、何となく心を開けるような仕組みが必要ではないでしょうか。子どもたちの逃げ場として、幼稚園が何かできればと考えています。

古川

戻れる場所をつくってあげるということですね。

鈴木

子どもも、どうしても逃げ場がほしいときに、学校、家、友達が難しい場合があります。それなら、「幼稚園、保育園があるよ」と言ってあげられるといいですね。

古川

話は変わりますが、親御さんとの関係についてはどうですか。

鈴木

他の園などからモニターペアレンツの話は聞きますね。当園は幸いにも、保護者に恵まれています。

当園は、子どもたちのためにある園なので、「子どもたちにとって何がベストか。ベターか」というのを基準に考えています。ですから、親や職員の意見じゃない。「子どもにとって」良いか悪いかという判断でやるので、そういった意味では、親の意見の全てを受け入れるわけではない旨を説明しています。

例えば、特にコロナ禍でのお泊まり保育ですね。去年も一昨年も1泊2日で行ったのですが、親からは「なんでこの時期に行くんだ」と言われました。でも、子どもたちが、「年長さんになったら行けるんだ」って楽しみにしているのをいつも見ていました。確かに、中止にしたほうが当園としても楽で、親も安心ですよ。でも、そうすると最終的に子どもたちの思い出はつくることができなくなってしまう。幼稚園は楽で保護者は安心、でも「一番、悲しむのは子ども」となると、それは違うのではないかと。

古川

しわ寄せを、子どもたちにしないということでしょうか。

鈴木

そうですね。まず、「子どもが楽しめる」「子どもの思い出をつくる」ことを大切にしました。そのために、当園は何としても感染対策を徹底する。バスを増やし、部屋を分けるなど、もちろん職員も気を付けます。親にも協力を頼んで、とにかく行くまでの間、検温や、体調の悪い子がいれば早めに休んでもらいました。

結果的に70人の園児のうち、行かなかったのは2人だけでしたね。最終的には親の同意ももらいました。そのときは親に、「子どもにとって何がベストか、ベターか」という話をして、当園は行きますと。当然、いろいろな意見がありましたが、結果的に何も問題は起きませんでした。

.....

そして卒園のときに、「行かせてもらえて良かった」「子どもたちもすごく良い思い出ができた」というお言葉をいただきました。

鈴木

また、私から保護者には「申し訳ないですが、3年間は自分の時間を子どもに費やして下さい」と話しています。放っておいても早ければ15年後、遅くとも20年後には、子どもはあなたたちの手元から自立していなくなってしまうのですからと。なので、人生80年といわれるうちの3年間は、子どもと手をつないで登園できて、保護者が迎えに来るまで子どもはちゃんと待っている。小学校に入れば、親と手をつなぐのではなく友達と学校に行きますよね。帰ってきたと思ったら塾に行ったり、会う時間は少なくなっていく。それなら、「この3年間でしっかり、大切に過ごす」ことは、決して無駄にはならないと思います。その先につながっていくことになるので、この3年間で大事に、本当に、一緒に学んでほしいですね。

古川

保護者も巻き込んで、みんなで成長できるようなことを考えていかないと。

鈴木

「三つ子の魂百まで」と昔の人はよく言ったなっているのは思っていますね。3、4、5歳のときに、どういった学びと経験をするかが、将来的に全てにおいて基本になってくるのだと思います。

古川

そのとおりですね。特に人間に対する信頼感や協調性などは、そこで身につけていなければ、なかなか難しいですよ。

鈴木

そこをしっかりとっていくのが、今の幼児教育だと考えています。

古川

大変勉強になりました。本日はありがとうございました。

略 歴

セント・ベル幼稚園 理事長 鈴木 玲央

● 学 歴 ●

1996 年 3 月 私立明星高等学校卒業
2003 年 3 月 杏林大学保健学部保健学科卒業

● 職 歴 ●

2003 年 4 月 株式会社ビーシーエス入社
杏林大学医学部付属病院高度救命救急センター内 臓器組織移植センター勤務
2006 年 11 月 聖フランシスコ公認セント・ベル幼稚園インターナショナル 理事長付
2012 年 4 月 東京医科大学八王子医療センター内院内保育所 キンダー・ベル幼保園 園長(現職)
2015 年 12 月 社会福祉法人美山聖母の苑 理事長
2016 年 4 月 聖フランシスコ公認セント・ベル幼稚園インターナショナル(現 東京都公認セント・ベル幼稚園)理事長 兼 園長(現職)
2016 年 9 月 事業所内保育所 サニー・ベル 園長(現職)
2018 年 4 月 事業所内保育所 おひさま保育園 設置者(現職)



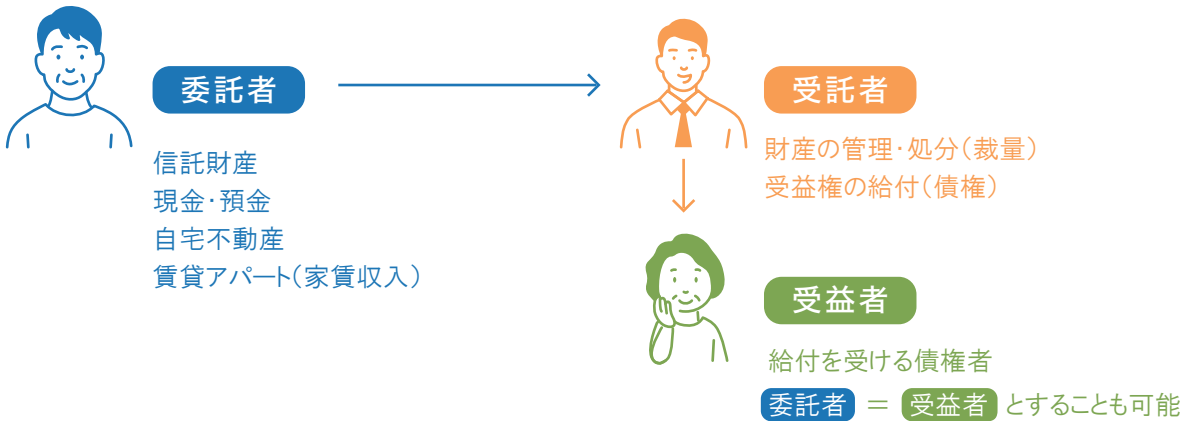
新しい相続対策「家族信託」とは

● 弁護士 古川 健太郎 ●



今回は、近年注目されている家族信託について、遺言制度及び後見制度との比較を通じてご紹介します。信託は少し難しいので、最低限にしました。家族信託で何ができるのかをご理解いただけると幸いです。

1 信託とは



- 信託とは、**委託者** が、信託行為(信託契約、遺言等)によって、**受托者** に対して、金銭や土地などの財産を移転し、**受益者** は、**委託者** が設定した信託目的に従って、**受益者** のためにその財産(信託財産)の管理・処分などをする制度です。
- 信託の設定により、**委託者** の財産は **受托者** が管理・保有することになり、**受益者** は信託財産から給付を受ける権利(受益権)を取得します。
- 信託には、財産管理の機能(後見制度との選択)に加えて、財産承継の機能(遺言制度との選択)もあります。

2 家族信託とは

- 家族信託とは、民事信託の一種であり、営利を目的とせず、家族や親族が信託財産の管理者(**受托者**)となります。これに対して、営利を目的とする商事信託では、信託銀行、信託会社が **受托者** となります。
- 家族信託は、遺言の代わりとしての相続対策や、配偶者亡き後問題、親亡き後問題への対応に福祉型信託として利用できます。

3 遺言制度との比較

(1) 相続発生時の資産凍結を防げる

遺言
相続の発生により、遺言執行者が遺言に基づく執行業務を行うまで遺産(預金等)が凍結される。

信託
相続発生後も 受托者 が従前どおりの財産管理を継続でき、 受益者 は切れ目なく財産給付を受けることができる。

(2) 遺産受取方法の多様化

遺言
遺産の受取人を指定できるだけで、受取方法までは指定できない。

信託
遺産の中から生活費として毎月定額を給付することや、子が成人した時にまとまった給付をするなど、柔軟な受渡し方法の指定が可能となる。

(3) 資産承継・事業承継問題への対応

遺言
自己の資産を誰に相続させるかという一世代(1回限りの財産の移転)までしか資産の承継先を指定できない。

信託
柔軟な承継先の指定が何段階(何世代)にもわたって可能になる。例えば、自分の死後は事業を引き継ぐ弟に、弟の死後は自分の長男にという指定が可能となる。

4 成年後見制度との比較**(1) 信託財産の範囲及び管理方法について裁量がある**

成年後見
全財産が管理の対象となり、居住用不動産の売却には家庭裁判所の許可が必要であり、投資行為(金融商品の購入、資産運用など)は原則として認められないなど、柔軟な財産管理ができない。

信託
財産のうちの一部を信託財産とすることができる。また、信託の 受託者 は、信託目的に従いつつも、 受託者 の裁量に基づく判断で柔軟に信託財産を管理・処分等することができる。

(2) 委託者が受託者を決められる

成年後見
法定後見では、後見人として誰を選任するかについては、家庭裁判所の裁量的な判断に委ねられている。

信託
委託者 が 受託者 を選ぶことができる。

(3) 委託者の終了後も管理を継続できる

成年後見
本人の死亡により後見人の管理権限はなくなる。

信託
委託者 の死亡後も 受託者 による信託財産管理を継続できる。

(4) 財産承継機能がある

成年後見
財産承継機能はない。

信託
委託者 が、 受益者 死亡後の信託財産の帰属先を決めておける。

(5) 委託者が受託者の報酬を決められる

成年後見
弁護士などの第三者が後見人に就任した場合、毎月2～6万円ほどの報酬がかかる。

信託
受託者 の報酬を 委託者 が決めることができ、無報酬とすることもできる。もっとも、 受益者 死亡後に 受託者 に一定の財産を帰属させることで報酬とすることも多い。

5 家族信託の限界**① 家族に適切な受託者がいない場合**

弁護士が受託者となることは、営利目的となるため、信託業法による規制を受け困難です。
そのため、弁護士は、受託者を監督する信託監督人や受益者代理人として関わることになります。

② 医療・介護など身の回りに関する法律行為はできない(任意後見契約との併用を検討)**③ 遺留分侵害額請求を受ける(そのため、これに配慮した受益権の設定が望ましい)****④ 税制面でのメリットがない(但し、障害者の例外あり)****⑤ 専門家の関与が不可欠**

信託は、内容において裁量度が大きく、契約期間も長期に及ぶため慎重な検討が必要です。
また、税制面でのチェックなど複数の専門家の関与が必要となります。

副業制度の構築とその運用

弁護士 森 克 広

1. はじめに

いわゆる“働き方改革”の動きもあり、使用者・労働者ともに副業制度に着目することが多くなりました。

副業には、使用者にとって〈本業への労務提供上の支障〉や〈人材流出の可能性〉等のデメリットがある一方で、〈労働者の成長による生産性向上〉や〈事業機会拡張の可能性〉等のメリットもあるといわれています。

2. 副業とは

統一の見解はないものの、中小企業庁の資料では副業について、「収入を得るために携わる本業以外の仕事」をいうものとされています。

もともと、このような定義にこだわる必要もなく、後述のように副業の事前許可制を導入する場合、本業以外で収入を得る行為全てを事前報告すべきとすることが事務処理コストの関係で現実的ではないことから、【労働者の雇用契約上の義務との関係で、どのような業務を本業の使用者に事前報告すべきか】という点を検討すべきと思われます。



例えば、労働者の純私的活動・趣味的活動であっても、その作業時間が長時間になることが予測される等、本業への労務提供が疎かになる可能性のあるものは、特段の事情のなき限り、事前申告を必要とすべき副業として考えるべきです。

3. 副業は禁止できるのか

労働者が就業時間以外の時間をどのように利用しても、原則として自由です。そのため、使用者は、原則、副業を禁止または制限できません。

その一方で、労働者には、使用者との間の雇用契約上の義務として労務提供義務が課せられており、当該義務に付随して、一般的に、秘密保持義務、競業避止義務、誠実義務（使用者の名誉・信用を毀損しない義務）も課せられています。したがって、【これらの義務に反しない限り、原則として副業を許可する】といった、事前許可制の副業制度は、法的に許容されうることとなります。

4. 副業制度構築時の法的留意点

副業制度構築時には、主に、次の点に留意する必要があります。

- 労働時間の通算管理
- 健康確保措置の実施
- 労働者への安全配慮
- 労働者の雇用契約上の義務違反の防止
- 労災保険、社会保険の管理

Pick Up!



Pick Up!

副業の報告をしてきた労働者が、副業先でも労働基準法上の労働時間規制が適用される労働者（フリーランスや起業などは、これに該当しません。）であれば、副業先とも連携して、本業の労働時間と副業の労働時間通算の上で労働時間管理を行い、割増賃金の額等を計算する必要があります。

なお、労働基準法上の労働時間規制が適用されない業務を副業とする場合であっても、過労等により本業への業務に支障を生じさせないようにするため、労働者からの申告等により副業の就業時間を把握することが望ましいです。

5. 副業制度の構築及び副業の許可の手順例

Step1 就業規則や、副業内容の届出書・誓約書の書式等の整備

▶ 就業規則で規定すべき内容の例（主要なもの。）

- ① 副業について、届出及び使用者との面談をしたうえで、事前許可制とすること
- ② 労働者の雇用契約上の義務との関係での、副業の不許可事由
- ③ 副業を許可する範囲や条件（内容や期間等）を付けられること
- ④ 副業における労働時間や副業内容の変更等に関する報告義務
- ⑤ 副業に関する規定違反（例えば、無許可副業行為）についての懲戒処分規定

Step2 労働者から提出された届出の受理 / 労働者との面談

▶ 面談における確認事項

「雇用契約上の義務違反となるか」、「労働者の安全や健康に支障をもたらさないか」、「労働時間通算の対象となるか」等の検討のため。

- ① 副業先の事業内容
- ② 副業先での労働者の就労形態
- ③ 副業先で労働者が従事する業務内容・業務時間
- ④ 当該副業内容が労働時間通算の対象となるか否か

Step3 副業を許可するか否かの判断

▶ 許可時の留意点

- ① 副業についての時間・場所・許可の有効期間等の条件設定
- ② ①の許可条件を遵守する旨の誓約書の作成
- ③ 雇用契約上の労働者の義務の違反がないよう注意喚起

Step4 副業の開始

▶ 労働時間通算や健康確保措置等の各種留意点の遵守

6. 終わりに

副業制度の構築及び運用には、労働時間通算をはじめとした様々な法的検討課題がありますので、構築を検討される際はお気軽に弁護士へご相談ください。



八王子ひまわり法律事務所

〒192-0046

東京都八王子市明神町2丁目27番6号
文秀ビル5階

●京王線「京王八王子駅」から徒歩1分

●JR「八王子駅」から徒歩5分

TEL: 042-646-2468 FAX: 042-643-2451

- 弁護士: 古川 健太郎 ●弁護士: 大山 晃平 ●弁護士: 鶴田 彬光
- 弁護士: 真野 祥一 ●弁護士: 中島 麻子 ●弁護士: 遠山 雄大
- 弁護士: 森 克広



小金井ひまわり法律事務所

〒184-0004

東京都小金井市本町6-2-30

SOCOLA(ソコラ)武蔵小金井クロス3階

●JR中央線「武蔵小金井駅」から徒歩3分

TEL: 042-401-2727 FAX: 042-401-2563

- 弁護士: 真野 文恵 ●弁護士: 石井 廣子 ●弁護士: 和田 邦政

◇◆◇ 事務局たより ◇◆◇

スイーツの日

当事務所では、プチイベントの「スイーツの日」が月に一度開催されています。
所内のスイーツ大臣が毎月、八王子市内のお店や全国の有名店のスイーツを厳選し
取り寄せています。

プリンやチーズタルトなど、どのスイーツも美味しいのですが、最近のヒットは
「生クリーム大福」です。こんなに美味しい食べ物があるのか…！と衝撃を受けまし
た。世の中にはまだまだ自分が知らないスイーツが沢山ありますね。生クリーム大福
は一瞬で食べてしまったので、個人的に取り寄せようかなと考えています。

コロナ収束まではまだ時間がかかりそうですが、このプチイベントはまだ暫く続
くことを密かに願っています。

